

要項第10号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会職員作業着貸与等実施要項

（目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員（以下「職員」という。）に貸与する作業着等（以下「作業着」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 作業着を貸与する対象の職務は、次の各号の通りとする。

- （1）ヘルパーセンター及び支援センター職員
- （2）デイサービスセンター職員
- （3）地域活動支援センター職員
- （4）介護予防教室職員
- （5）ランチ&カフェ木もれ陽職員
- （6）その他、職務に応じ必要な職員

2 作業着を貸与する対象の職員は、前項に規定する職務に従事する全ての者とする。

（貸与内容）

第3条 作業着は、次の各号の通り貸与するものとし、別表の通りとする。

- （1）上着（ウインドブレーカー、コックコート等） 1着
- （2）ズボン（ジャージ、チノパン等） 1本
- （3）半そで襟付きドライ素材シャツ
（白・紺・深緑・ターコイズブルーから選択） 1着
- （4）ハーフパンツ 1枚
- （5）その他、職務に応じ必要な物品

2 第1項第4号に係る事項については、入浴業務に従事する職員を対象とする。

3 第1項第5号に係る事項について、別表に従い必要な物品を支給するものとする。

4 作業着に記載する表示は、原則「小美玉市社協」とする。

（貸与回数）

第4条 作業着を貸与する回数は、次の各号の通りとする。

- （1）第3条第1項第1号及び4号に係る作業着は、必要の都度支給することとする。
- （2）第3条第1項第2号、3号及び5号に係る作業着は、毎年とする。

2 第1項の規定にかかわらず、各部署や職員において充足していると判断した作業着については、無理に貸与を行わないものとする。

3 第1項の規定に基づく職員1名ごとの予算の範囲内であれば、作業着の貸与種類及び枚数を変更しても差し支えないものとする。

（貸与時期）

第5条 作業着を貸与する時期は、毎年11月を目安とする。

2 貸与時期以降に本会に就職した者には、速やかに貸与を行うものとする。

3 第1項及び2項に係る貸与については、前任者の作業着等も積極的に活用するものとする。

（着用の励行）

第6条 作業着は、職務従事中可能な限り貸与されたものを着用するものとする。

2 汚れや損傷が激しい作業着は、本支所の福利厚生担当に申し出をし、前任者の作業着と交換の上、着用するものとする。

（その他）

第7条 この要項に係る貸与について、職員の自己負担は求めないものとする。

2 作業着は、常に清潔を保持するよう心がけるものとする。

3 職員が本会を退職する際は、貸与された作業着を返却（クリーニング不要）するものとする。

（委任）

第8条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成20年5月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年12月12日から一部改正する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から一部改正する。

別表（第3条関係）

職務名	職務に応じ必要な物品
ヘルパーセンター	防水エプロン，エプロン，予防衣，腰サポーター
支援センター	エプロン，予防衣
デイサービスセンター	防水エプロン，腰サポーター
介護予防教室	エプロン（厨房職員）